

特別警報・暴風警報の発令に対する非常措置について

本校においては、『特別警報・暴風警報』が、京都・亀岡地域に発令された場合には、下記のような措置を取り対応しますので、「テレビ・ラジオ等の報道」と「電話 177 番の問い合わせ」等に注意して下さい。

1) 登校前に上記の警報が発令された場合。

① 『特別警報・暴風警報』が発令中の場合には、以下の措置を取ります。

★7時以後に「特別警報」が発令中の場合・・・臨時休業

★15時以後に「暴風警報」が発令中の場合・・・臨時休業

② 『特別警報, 暴風警報』が解除されるまで自宅又は、勤務先で待機をして下さい。

③ 臨時休業とした場合、後日に授業等の回復措置を講じます。

2) 授業時間帯に警報が発令された場合。

学校での授業時間中に上記の警報が発令された場合には、生徒が帰宅に要する時間、気象状況、通学路の状況等を総合的に考慮し、判断をして帰宅させる措置をとります。

警戒区域・避難指示(緊急)・避難勧告・避難準備の発令に対する

非常措置について

生徒の居住地域に「警戒区域・避難指示(緊急)・避難勧告・避難準備」の何れかが発令された場合、下記のような措置をとり対応しますので、「テレビ・ラジオ等の報道」と「電話 177 番の問い合わせ」等に注意して下さい。

1) 登校前に「警戒区域・避難指示(緊急)・避難勧告・避難準備」の何れかが発令された場合。

15時以降、発令中は、居住地域の指示に従って命を守る行動をとるように心掛けてください。学校は対象生徒にかぎり、公欠扱いとします。

2) 授業時間帯に「警戒区域・避難指示(緊急)・避難勧告・避難準備」の何れかが発令された場合。

生徒が帰宅に要する時間、気象状況、通学路の状況等を総合的に考慮し、判断をして自宅に連絡をさせた後、帰宅させる措置をとります。